

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

老齢基礎年金繰り 上げ受給について

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受け取るのが基本ですが、本人が希望すれば60歳からでも受け取ることができ
ます。

この場合、受け取る年金額が65歳から受け始める年金額に
比べ減額されます。

減額率は、受給を希望し請
求した月から65歳になる月の
前月までの月数に応じて1か
月減るごとに0.5%ずつ低くな
ります。

つまり、繰り上げの請求を行
う月によって減額率は異なり
ます。なお、減額は一生続きま
すので注意が必要です。

年金を受け取る手続きを裁
定請求といいます。国民年金の
裁定請求の手続きは、市区町
村役場の国民年金の窓口(第3
号被保険者期間がある場合は
年金事務所)で行います。

繰り上げ請求の注意点

繰り上げ請求をするとい
くつかのデメリットがありま
す。十分理解したうえで繰り
上げ請求するかどうか決め
る必要があります。

- ① 請求時の年齢に応じて年
金額が減額され、一生減額さ
れた年金を受け取ることに
なります。
 - ② 繰り上げ請求後は、65歳に
なるまでの間に障害の状態に
なつても、原則として障害基
礎年金が受給できません。
 - ③ 繰り上げ請求後に遺族年
金等が発生した場合は、65歳
になるまでの間、老齢基礎年
金と遺族年金のどちらか一方
を選択することになります。
 - ④ 65歳からは両方支給されま
すが、老齢基礎年金は減額
支給のままです。
 - ⑤ 寡婦年金を受ける権利が
なくなります。
 - ⑥ 国民年金の任意加入がで
きません。
- ⑥ 繰り上げ請求をした場合は、
裁定の取り消しや変更はで
きません。

老齢基礎年金繰り上げ受給総額(累計額)

単位:円

(20歳から60歳まで40年間保険料を納めて、65歳からの年金額を満額788,900円受け取るものとして計算しています。)

受給開始年齢 累計額	60歳(70%)	61歳(76%)	62歳(82%)	63歳(88%)	64歳(94%)	65歳(100%)
60歳時	552,200					
61歳時	1,104,400	599,600				
62歳時	1,656,600	1,199,200	646,900			
63歳時	2,208,800	1,798,800	1,293,800	694,200		
64歳時	2,761,000	2,398,400	1,940,700	1,388,400	741,600	
65歳時	3,313,200	2,998,000	2,587,600	2,082,600	1,483,200	788,900
66歳時	3,865,400	3,597,600	3,234,500	2,776,800	2,224,800	1,577,800
67歳時	4,417,600	4,197,200	3,881,400	3,471,000	2,966,400	2,366,700
68歳時	4,969,800	4,796,800	4,528,300	4,165,200	3,708,000	3,155,600
69歳時	5,522,000	5,396,400	5,175,200	4,859,400	4,449,600	3,944,500
70歳時	6,074,200	5,996,000	5,822,100	5,553,600	5,191,200	4,733,400
71歳時	6,626,400	6,595,600	6,469,000	6,247,800	5,932,800	5,522,300
72歳時	7,178,600	7,195,200	7,115,900	6,942,000	6,674,400	6,311,200
73歳時	7,730,800	7,794,800	7,762,800	7,636,200	7,416,000	7,100,100
74歳時	8,283,000	8,394,400	8,409,700	8,330,400	8,157,600	7,889,000
75歳時	8,835,200	8,994,000	9,056,600	9,024,600	8,899,200	8,677,900
76歳時	9,387,400	9,593,600	9,703,500	9,718,800	9,640,800	9,466,800
77歳時	9,939,600	10,193,200	10,350,400	10,413,000	10,382,400	10,255,700
78歳時	10,491,800	10,792,800	10,997,300	11,107,200	11,124,000	11,044,600
79歳時	11,044,000	11,392,400	11,644,200	11,801,400	11,865,600	11,833,500
80歳時	11,596,200	11,992,000	12,291,000	12,495,600	12,607,200	12,622,400

※受給開始年齢到達月(誕生日の前日の属する月)に繰り上げ請求した減額率により計算しています。

※実際には、請求した月に応じて、次の式で計算された減額率によって老齢基礎年金額が減額されます。

$$\text{減額率} = 0.5\% \times \text{繰り上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$$